平成２８年（フ）第４８５８号
大阪府吹田市長野東11番16号（303）
債務者　倉堀　一美
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６号
函館市戸倉町33番10―201号
債務者　木戸　淳子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６４号
山形市鉄砲町１丁目１番８号　モルゲンレーテ　103号
債務者　小関恵美子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７３号
山形県天童市泉町２丁目９番６号　山口スカイパレス　１－３号
債務者　相沢　忠司
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７７号
山形県上山市河崎３丁目１番５号
債務者　中村　郁雄
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０３号
岐阜県大垣市竹島町18番地　竹島団地　309号室
債務者　西脇　史明
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
松江市馬潟町178番地３　県営八幡団地２棟231号、前住所松江市東津田町1046番地５光華館105号室
債務者　余村　薫
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３１号
愛知県豊田市浄水町南平187番地201、前住所愛知県豊田市浄水町伊保原385番地　プラウド豊田浄水ブライトコート705号
債務者　平野さち子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
愛知県刈谷市松坂町４丁目213番地　ＡＩコンフォート松坂207号
債務者　永井　秀和
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
山形県米沢市太田町１丁目３番32号
債務者　吉田美智子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１２７７号
さいたま市南区大字太田窪2112番地５　サンケイハイツ２号101、旧住所さいたま市南区大字大谷口2706番地３　コーポ大谷口203号室
債務者　平塚アビゲイルこと　ヒラツカ　アビゲイル　デ　レオン
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４６号
埼玉県加須市志多見349番地　ティーエムラドゥール105
債務者　本田　昇吾
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９０号
埼玉県川口市大字道合1328番地の２　道合神戸住宅Ｅ―518号
債務者　高間木由雄
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２２号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番27―403号
債務者　池ノ内啓良
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
千葉県大網白里市大網316番地４　コーポ山武Ｂ棟
債務者　早川　伸一
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６８号
新潟県三条市塚野目１丁目14番23号
債務者　山崎　聡
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１０７号
宮崎県宮崎市大字郡司分乙1016番地
債務者　岩切美智子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
山口地方裁判所宇部支部